

世田谷区公告第70号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和8年9月3日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 都市計画の種類

東京都市計画第一種市街地再開発事業 千歳烏山駅前広場南側地区第一種市街地再開発事業

2 都市計画を定める土地の区域

世田谷区南烏山五丁目地内

3 縦覧場所

世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課

4 縦覧期間

令和8年9月3日から同月17日まで

5 意見書の提出先

世田谷区都市整備政策部都市計画課